

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 4. 12 第 193 回国会第 9 号

4 月 12 日（水）、第 9 回の委員会が開かれました。

- 1 ①民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）
- ②民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）
- ・階猛君（民進）提出の①に対する修正案について、提出者階猛君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・両案及び修正案について、金田法務大臣、盛山法務副大臣、井野法務大臣政務官、政府参考人及び修正案提出者階猛君に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・平口洋君外 1 名（自民、公明）提出の①及び②に対する両修正案について、提出者平口洋君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・両案及び各修正案に対し、井出庸生君（民進）が討論を行いました。
  - ・①に対する階猛君（民進）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－民進、共産、上西小百合君（無） 反対－自民、公明、維新）
  - ・①に対する平口洋君外 1 名（自民、公明）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、公明、共産、維新 反対－民進、上西小百合君（無））
  - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明、共産、維新 反対－民進、上西小百合君（無））
  - ・②に対する平口洋君外 1 名（自民、公明）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、公明、共産、維新 反対－民進、上西小百合君（無））
  - ・②に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明、共産、維新 反対－民進、上西小百合君（無））
  - ・①に対し平口洋君外 3 名（自民、民進、公明、維新）から提出された附帯決議案について、逢坂誠二君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、民進、公明、共産、維新、上西小百合君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

## 井出庸生君（民進）

- ・民進提出の修正案において、事業用融資の第三者保証の禁止を原則とし、それに例外規定を設けた理由について、修正案提出者に伺いたい。
- ・定型約款に関する規定の修正の趣旨を修正案提出者に伺いたい。
- ・本法案の審査における法務大臣の感想を伺いたい。

## 階猛君（民進）

- ・本法案の修正について、法務省の担当者と議論を行ってきた中で、法制審議会の議論を大切にしながらはけない旨の発言が法務省からあったが、国会と法制審議会と

の関係をどのように考えているか、法務大臣に伺いたい。

- ・経営者や事業との経済的つながりが希薄な保証人について、保証人の意思の積極性の有無及び資力の有無の観点から類型化して検討した結果、いずれの場合も第三者保証制度の必要性も合理性もないと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案の審査において、多数の論点が一度も議論されていない状況にあり、議論の深さ及び広さの双方の面から審議は不十分であり、国会の審議の在り方として問題があると思うが、法務大臣の見解を伺いたい。

## 畑野君枝君（共産）

- ・本法案で新設される定型約款について、どのようなもの

がこの定型約款に該当するかを具体的な事例で示す必要があるのではないか。

- 事業用融資の個人保証を制限するための公正証書の作成による保証人の意思確認手続について、保証人の保護を図る観点から、公正証書の作成前に一定の熟慮期間を設ける必要があるのではないか。
- いわゆる暴利行為の規律の明文化など法制審議会で検討はされたものの、今回の民法改正案に含まれなかった事項が少なくないことから、民法の改正について、引き続き検討すべきであると考えているが、法務大臣の見解を伺いたい。